

歴史的風土部会における今後の検討方向について（案）

1. 歴史的風土部会における検討課題

歴史的風土部会における今後の検討方向について、これまで「古都保存行政をめぐる最近の動きフォローアップ懇談会」（平成24年11月から平成26年1月まで計6回）において議論を進めてきたところ。

当懇談会での議論も踏まえ、今後検討すべき課題として、

- ① 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等の推進のための方策
- ② 今後の古都保存行政のあり方

の、2点について、ご検討をお願いしたいと考えている。

2. 明日香村に係る検討について

2-1. 検討事項

奈良県明日香村に関しては、昭和55年に「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（明日香法）」が制定され、以来、同法に基づき、村全域が行為の許可が必要な歴史的風土保存地区に指定されるとともに、国の定める「明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する基本方針（基本方針）」に基づいて奈良県が作成する「明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する計画（整備計画）」に定める各種事業に対し、財政上の特例や明日香村整備基金といった住民生活安定のための措置を講じてきたところである。

現在、同法に基づく第4次明日香村整備計画（平成22～31年度）に基づき、所要の取組みが進められているところであるが、明日香村を巡る社会情勢の変化や同計画の進捗状況、「明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金」における予算措置が平成22～26年度までの5年間となっていること等を踏まえ、今後のあり方や方向性等について、ご検討をお願いしたい。

2-2. 検討の進め方

明日香村小委員会を設置して検討

2-3. 検討スケジュール

平成26年3月10日

第18回歴史的風土部会

・明日香村小委員会設置了承（予定）

平成26年4月頃

明日香村小委員会で検討（3回程度）

～平成26年秋頃

3. 今後の古都保存行政のあり方について

3-1. 検討事項

京都市、奈良市、鎌倉市等の古都においては、昭和41年に制定された「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」に基づき、歴史的風土保存区域の指定、歴史的風土保存計画の決定が順次行われ、保存区域内における重要な地域については歴史的風土特別保存地区の決定により、一定の行為の制限による凍結的な保存が行われるとともに、土地の買入れ、保存のための施設整備などの確かな対応がなされてきたところである。

今般、古都の歴史的風土を構成する樹林地等における自然的環境の変化や維持管理における担い手確保等の問題が大きな課題となっており、こうした情勢を踏まえ、歴史的風土保存計画の検討など今後の古都保存行政のあり方について、ご検討をお願いしたい。

また、古都保存行政の理念の全国展開の成果として、平成20年に制定された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づく取組みについて、法律の施行から5年が経過したことを踏まえ、成果の共有及び景観や観光などの関連施策との連携を含む新たな展開など、今後の方向性について、ご検討をお願いしたい。

3-2. 検討の進め方

古都保存小委員会（仮称）を設置して検討

3-3. 検討スケジュール

明日香村に係る報告の後、小委員会を設置して検討